

中国ビジネス Q&A 外商投資企業の設立・変更手続きの届

Q 2016年10月から外商投資企業を設立、変更する際の行政手続きが認可制から一部届出制に変わったのですが、具体的にはどういふことですか？ また、投資をする外国企業にどういふ影響があるのでしょうか？

A それは、16年10月1日付で「外資企業法」、「中外合弁企業法」、「中外合作経営企業法」の外資三法と「台湾同胞投資保護法」が改正施行され、いずれも企業の設立と変更について認可とされていた事項が、国の定める参入特別管理措置に関わらない場合に届出に変更されたことです。参入特別管理措置とは、外資に対して例外的に投資を制限または禁止する分野や措置を記載したネガティブリストのことで、これに記載のない大部分の分野では届出制が適用され、ネガティブリストに記載される分野では引き続き認可制が適用されることになりました。この制度は、13年10月から上海の自由貿易試験区で試行され、15年3月からは新たに設置された広東、天津、福建の自由貿易試験区にも拡大されましたが、今回の法律改正により全国で実施されることになったものです。

従来、外商投資企業を設立する際には、工商行政管理部門での企業名称事前承認、発展改革部門のプロジェクト内容についての認可または届出（固定資産投資を伴う場合）、商務部門の企業設立についての審査・認可、工商行政管理部門での登記という4段階の手続きを経なければなりません。土地取得、環境影響評価などの手続きは除きます）これに対して、内資企業の設立手続きは、工商行政管理部門での企業名称事前承認と登記、発展改革部門の認可または届出とされてきました。

今回の法律改正で、商務部門による審査・認可がネガティブリストに含まれない企業は不要となり、また企業設立時の届出は工商行政管理部門での登記の前でも後でもよいとされ、発展改革部門の認可または届出については、今回の法律改正に先立って登記前の手続きを義務づける事項から除外されたため、登記後にすればよくなりました。これらによって、外商投資企業の設立・変更手続きは基本的に内資企業と同じとなり、かねてから多くの外国企業が要望してきた投資段階での内国民待遇が実現したといえます。中国政府は、これを「参入前内国民待遇+ネガティブリスト」管理モデルと呼んでいます。

届出の手続き

届出の手続きは、上記の法律改正後に商務部から公布された「外商投資企業設立・変更届出管理暫定弁法」に定められています。それによると、届出は省クラスの商務部門や自由貿易試験区、国家級経済技術開発区の関係機関などにネットを通じて所定の情報を送信し、これらの機関は届出の対象かどうかの形式審査を行ったうえで3業務日以内に届出処理を完了するとされています。

3業務日以内に完了するという点は、従来の自由貿易試験区と同じですが、届出をする情報については自由貿易試験区と違って、届出申告表、内容の真実性についての承諾書、企業名称事前承認文書または営業許可証などだけで、定款や合弁契約は不要とされています。従来の認可制の下では、企業を設立する際には定款や合弁契約のほかにもフィジビリティ・スタディー報告あるいはプロジェクト申請報告などいろいろな文書を作

表1 届出となる変更事項

①	外商投資企業の基本情報の変更（名称、登記住所、企業類型、経営期限、投資業種、業務類型、経営範囲、輸入設備減免税の適用、登録資本、総投資額、組織機構構成、法定代表者、企業の最終支配者情報、連絡者、連絡方式）
②	外商投資企業の投資者基本情報の変更（名称、国籍または登記住所、証書類型・番号、引受出資額、出資方式、出資期限、資金出所地、投資者類型）
③	持分（株式）、合作権益の変更
④	合併、分割、終了（※中途解散等）
⑤	外資企業（※独資企業）の財産・権益の対外抵当差入れまたは譲渡
⑥	中外合作企業の外国投資者の投資先行回収
⑦	中外合作企業の経営管理委託

成しなければならず、商務部門に申請して認可を得るまでかなりの期間を要していましたが、それに比べて手続きが大幅に簡素化され、時間が短縮されることになります。

また、今回の法律改正前に認可によって設立された外商投資企業で、ネガティブリストに含まれない企業に変更事項が生じた場合には、変更が生じた日から30日以内に届出をし、設立時と同様に3業務日以内に届出処理が完了することとされました。これは届出によって設立された外商投資企業に変更事項が生じた場合と同じです。外商投資企業は、これまで現地法人の減資や解散、あるいは現地法人間の地区を超えた合併などに際して、認可機関（商務部門）から否定的な対応を受け、認可を得るのが困難なケースがありましたが、届出に変わることでこうした問題は減少することが期待されます。（表1）

ネガティブリストの内容

認可と届出を区分する根拠となるネガティブリストは、自由貿易試験区に適用されるものはありましたが、その他の地区では奨励類・制限類・禁止類の項目が記載される「外商投資産業指導目録（15年改訂）」が適用されており、今回の法律改正にあたって新たにネガティブリストが制定されると見られています。

しかし、上記の弁法と同じ日に公布された国家発展改革委員会・商務部公告で、「外商投資産業指導目録（15年改訂）」

池上事務所 代表
池上隆介

出制への変更

の制限類と禁止類の項目および奨励類のうち持分比率についての要求と高級管理者についての要求がある業種・分野とすることが明らかにされました。この目録に記載される制限類は38項目、禁止類は36項目、奨励類で持分比率要求があるものは18項目、高級管理者要求があるものは1項目の合計93項目です。これらの業種・分野に投資する場合は引き続き認可制が適用されますが、その他は届出制が適用されることとなります。一方、自由貿易試験区では、届出の手続きは上記の弁法が適用されることになりましたが、ネガティブリストについては従来のものが適用されます。

ただ、「外商投資産業指導目録(15年改訂)」は、15年12月にパブリックコメント募集の改訂草案が公開され、近く改訂されることになっています。その草案では、奨励類と、制限類・禁止類で構成されるネガティブリストに二分され、現行目録の奨励類の中で持分比率要求、高級管理者要求のあった項目は一部が削除され、一部はネガティブリストの制限類に編入されました。また、制限類の一部は目録から削除されて許可類に変更され、禁止類の一部は内資と共通という理由で目録から削除されました。その結果、改訂草案のネガティブリストは、制限類35項目、禁止類27項目の合計62項目となっています。

「市場参入ネガティブリスト」との関係

もともと政府の計画では、自由貿易試験区以外での外資に対するネガティブリストによる届出制は15年12月から一部地区で試行を開始し、18年から全国で実施する予定でした。これは、15年10月に国務院から「市場参入ネガティブリスト制度」の実施方針が発表され、その中で事業内容や業務によって禁止するもの、許可取得を条件とするもののリストで、内資・外資に対して共通に適用する「市場参入ネガティブリスト」と、外資に対して投資を禁止・制限する「外商投資ネガティブリスト」を制定するとされていたものです。そして、「外商投資ネガティブリスト」については、自由貿易試験区のネガティブリストと違って、中国と外国・地域との投資協定や自由貿易協定で取り決めた内容にもとづくと説明されていました。

その時点では、米国との投資協定交渉が先行していたことから、米中投資協定が合意に達した時点で制定されるのではないかと見られていました。しかし、米中投資協定交渉がなかなかまとまらず、米国の大統領選挙によって先行きが不透明になったことから、中国自身の意志として外資に対するネガティブリストによる届出制の全国実施にふみきり、米国と世界に向けて対外開放を拡大する姿勢をアピールしたように思われます。

「市場参入ネガティブリスト」は、16年3月に「草案(試行版)」が発表され、自由貿易試験区がある上海、広東、天津、福建で試行されています。このリストには禁止類95項目と制限類232項目が記載されています。禁止類の項目は、従来の「産業構造調整指導目録」の淘汰類の項目と制限類の新設項目の

ほか、主に安全や環境、公共秩序などに関わる項目があげられています。一方、制限類の項目は基本的に事業実施にあたって許可が必要とされるもので、項目毎に具体的な許可事項(約900項目)が記載されています。このリストも、今後、大幅に改訂されることを見込まれます。

「外国投資法」の制定

届出制は、外資三法などの改正によって実施されましたが、以前から外資三法に代わる「外国投資法」を制定することが予定されています。「外国投資法」は、15年1月にパブリックコメント募集草案が公開され、早期の公布が目指されています。今回の外資三法などの改正にあたっては、商務部の高虎城部長が草案説明を行っていますが、改正の内容について今回は届出への変更に関する部分のみとし、その他の内容については時機を見て全般的に考慮すると述べています。これは「外国投資法」の制定を前提とした発言と思われる。

上記の草案によれば、外国投資者は内国民待遇を享受するとされる一方、外国投資を禁止または制限する分野については国務院が制定する「特別管理措置目録」(「実行禁止目録」と「実行制限目録」)により「参入許可制度」を採るとされています。このうち「実行制限目録」には、国務院が定める金額基準を超えるものと外国投資を制限する分野が含まれ、これらに投資する場合は、国務院の外国投資主管部門(現在は商務部)または省・自治区・直轄市の外国投資主管部門に「参入許可申請」を行うとされていますが、目録にないものは許可申請が不要とされています。

ただし、外国投資者と「外国投资企业」(草案での表記です)は、参入許可申請の要不要に関わらず政府への「報告」の義務があるとされ、投資実行前または投資実行日から30日以内に国務院外国投資主管部門に対して外国投資者と外国投资企业に関する基本情報の報告を行わなければならないとされています。そのほか報告内容に変更があった場合の変更報告も義務とされています。草案では「報告」とあり、「届出」という言葉は使われていませんが、それらは実質的に同じ意味とされます。

草案では、外国投資による企業の新設や国内企業の合併・買収だけでなく、これら企業への1年以上の金銭貸付、資源探査・開発とインフラ建設・運営の許可権取得、不動産の権利取得、契約・信託などの方式による国内企業の支配または国内企業の権益の所有も適用範囲に含まれていますが、手続きの点では今回の届出制の実施は草案の内容を先取りしたものとイえるでしょう。

今後は、「外商投資ネガティブリスト」、「市場参入ネガティブリスト」とともにさらに改訂、短縮され、また「外国投資法」が公布、施行されることで、外国企業の中国での投資・事業活動がさらに自由化されるものと期待されます。